

○大島町地域公共交通活性化協議会設置要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第6条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。 2～4（略）</p> <p>5 <u>4の定めに関わらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日国自旅第161号）に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.（3）地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果又は当該検討プロセスに基づき協議が調ったものとみなされた事項については、協議会の議決があったものとする。</u></p> <p>6 会議は原則として公開とする。ただし会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。</p> <p>7 会議は、必要があると認められた時は、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。 （略）</p> <p>附 則 この要綱は、令和 5年 1月18日から施行する。</p> <p>附 則 <u>この要綱は、令和 5年 10月1日から施行する。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和 7年 3月26日から施行する。</u></p>	<p>第6条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。 2～4（略）</p> <p>（新設）</p> <p>5 会議は原則として公開とする。ただし会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。</p> <p>6 会議は、必要があると認められた時は、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 5年 1月18日から施行する。</p> <p>附 則 <u>この要綱は、令和 5年 10月1日から施行する。</u></p> <hr/> <hr/>